

改正

昭和55年5月8日規則第5号

昭和57年6月1日規則第15号

昭和58年3月28日規則第5号

平成19年3月30日規則第12号

平成24年3月29日規則第22号

平成24年10月16日規則第37号

平成28年3月15日規則第14号

平成30年12月27日規則第34号

平成31年3月29日規則第24号

岩倉市遺児手当支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩倉市遺児手当支給条例（昭和50年岩倉市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害の程度)

第2条 条例第2条第1項第2号に規定する障害の状態は、次のとおりとする。

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力損失が100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座つていてできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働することが不能で、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神の機能に労働することが不能で、かつ、常時監視又は介護を必要とする程度の障害を

有するもの

- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、市長が定めるもの

(認定の申請)

第3条 条例第4条の規定により、遺児手当（以下「手当」という。）の支給の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、遺児手当支給認定申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の認定の請求又は愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号。以下「県支給規則」という。）の規定による愛知県遺児手当の認定の申請を併せて行う場合は、市長が必要ないと認める書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者及び遺児の戸籍謄本並びにそれらの者の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 遺児が18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続き中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学するときは、在学証明書
- (3) 養育者が遺児を養育しているときは、遺児を養育することを証明する書類
- (4) 遺児が条例第2条第1項第2号に該当するときは、次に掲げる書類等
 - ア 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書
 - イ 当該障害が市長が定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真
- (5) 遺児が条例第2条第1項第3号に該当するときは、婚姻を解消した父若しくは母の戸籍抄本又はその事実を証明する書類
- (6) 遺児が条例第2条第1項第4号に該当するときは、父又は母が行方不明であることを証明する書類
- (7) 遺児が条例第2条第1項第5号に該当するときは、父又は母が拘禁されていることを証明する書類
- (8) 遺児が条例第2条第1項第6号に該当するときは、遺棄されていることを証明する書類
- (9) 遺児が条例第2条第1項第7号に該当するときは、当該保護命令決定書の写し及び当該確定証明書（申請時に保護の確定がされていない場合は、確定後に確定証明書を提出することができる。また、申請時に確定証明書が交付されている場合は、保護命令決定書の写しを省略することができる。）
- (10) 遺児が条例第2条第1項第8号に該当するときは、母の戸籍抄本

(11) 父又は母が遺児と同居しないで、これを監護しているときは、その事実を証明する書類

(12) 申請者及び申請者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその申請者と生計を同じくするものの前年の所得（1月から10月までの手当に係る申請にあつては、前前年の所得とする。）につき、所得の額（県支給規則第6条の3の規定によって計算した額をいう。）並びに県支給規則に規定する扶養親族等及び児童の数を明らかにできる書類又は市区町村長の証明書

（認定又は却下通知書の交付）

第4条 市長は、前条の規定による認定の申請があつた場合において、受給資格の認定をし、又は受給資格がないと認めたときは、遺児手当支給認定通知書（様式第2）又は遺児手当支給却下通知書（様式第3）を当該申請者に交付する。

（住所、氏名等の変更の届出）

第5条 条例第9条第1項第1号に規定する住所、氏名又は手当の支払金融機関を変更した場合は、速やかに住所、氏名、支払金融機関変更届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

（在学証明書の提出）

第5条の2 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、手当の支給が行われている遺児が18歳に達した日の属する年度の末日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学するに至った場合は、速やかに、在学証明書を市長に提出しなければならない。

（養育遺児の変更の届出）

第6条 条例第9条第1項第2号に規定する養育遺児に変更があつた場合は、速やかに、養育遺児変更届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出があつた場合は、当該届出を条例第4条の規定に基づく認定の申請がされたものとみなす。

（手当額の改定）

第7条 市長は、前条第1項の届出があつた場合において、手当の額を改定したとき又は改定すべき事由がないと認めたときは、第4条の規定に関わらず、遺児手当額改定通知書（様式第6）又は遺児手当額改定請求却下通知書（様式第7）を当該届出をした受給者に交付する。

（受給資格喪失の届出）

第8条 条例第9条第1項第3号に規定する受給資格が喪失した場合は、速やかに遺児手当受給資格喪失届（様式第8）を市長に提出しなければならない。

(受給資格喪失通知書の交付)

第9条 市長は、前条の届出があつた場合は、遺児手当受給資格喪失通知書（様式第9）を当該届出者に交付する。

(受給者の死亡の届出)

第10条 条例第9条第2項に規定する受給者が死亡した場合は、速やかに受給者死亡届（様式第10）を市長に提出しなければならない。

(前年の所得状況の届出)

第11条 条例第9条第3項に規定する所得の届出は、遺児手当所得状況届（様式第11）によるものとする。

2 条例第9条第3項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 8月から10月までの間に条例第4条の規定による認定の申請をしたとき 当該申請をした日からその年の10月31日まで

(2) 条例第4条の認定を受けているとき 毎年（前号の規定による認定の申請をした者にあつては、当該申請をした年を除く。）8月1日から8月31日まで

(支払の差止等)

第12条 市長は、受給者が条例第9条第3項に規定する所得の届出をしないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。

2 市長は、受給者が正当な理由がなく、条例第9条第3項に規定する所得の届出を2年間しないときは、条例第4条の認定を取り消すことができる。

3 前項の規定により認定を取り消した場合は、遺児手当認定取消通知書（様式第12）を当該受給者に交付する。

(添付書類の省略)

第13条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添付して提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年規則第5号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規則第22号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年10月16日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成28年3月15日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日規則第34号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1（第3条関係）

(表)

※受付	年 月 日	※番号			
遺児手当支給認定申請書					
年 月 日					
岩倉市長 殿					
氏 名 印					
次のとおり、遺児手当の受給資格の認定をしてください。					
申請者	住 所				
	氏 名			生年月日	
	個人番号			電話番号	
遺 児	氏 名	生年月日	支給要件	申請者との続柄	在学学校名及び学年
		個人番号			
	扶養義務者			/	
		/		/	
		/		/	
		/		/	
		/		/	
		/		/	
支払金融機関	金融機関名			支店名	
	口座種別			口座番号	
	口座名義(カナ)				
備考					

(注) ※印の箇所は記入しないでください。

(裏)

年分所得			申請者	所得申告	扶養義務者	所得申告
				有 ・ 無		有 ・ 無
氏 名			/			
続 柄			/			
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（うち老人扶養親族の数（申請者については、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数）＜うち特定扶養親族等の数＞			合計数	人	合計数	人
			（老）	人	（老）	人
			＜特扶＞	人	/	
上記以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童			児童数	人	/	
所得額				円	円	
養育費	父又は母	養育費額		円	/	
		養育費額 × 8 割		円		
	遺児	養育費額		円		
		養育費額 × 8 割		円		
控除の種類			障（ 人）・特障（ 人）・ 寡・寡特・みなし(寡・寡特)・ 配特・医・社・ その他（ ）		障（ 人）・特障（ 人）・ 寡・寡特・みなし(寡・寡特)・ 配特・医・社・ その他（ ）	
控除額合計				円	円	
控除後の所得額				円	円	
所得制限限度額				円	円	
※認定・却下	※支払開始年月	※遺児数	※手当月額		※認定番号	
	年 月	人	円			

(注) ※印の箇所は記入しないでください。

様式第2（第4条関係）

第 号				
年 月 日				
遺児手当支給認定通知書				
様		岩倉市長		印
年 月 日付で申請のあった遺児手当の支給認定については、次のとおり認定します。				
住 所				
氏 名				
認 定 番 号				
遺 児	氏 名	生 年 月 日	申請者との続柄	在学学校名及び学年
支払金融機関		金融機関名		
		口座番号・種別	普通預金・当座預金	
支払開始年月			手 当 月 額	円

様式第 3 （第 4 条関係）

第 号
年 月 日

遺児手当支給却下通知書

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のあった遺児手当の支給認定については、次のとおり却下します。

住 所				
氏 名				
遺 児	氏 名	生 年 月 日	申請者との続柄	在学学校名及び学年
却 下 理 由				

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4（第5条関係）

※ 受付		年 月 日		※ 番号			
住 所 氏 名 変 更 届 支 払 金 融 機 関 年 月 日 岩倉市長 殿 氏 名 印 次のとおり、 住 所 氏 名 を変更しましたので届け出ます。 支 払 金 融 機 関							
認 定 番 号				岩遺第 号			
変 更 事 項	住 所 氏 名	旧					
		新					
		旧					
		新					
	支 払 金 融 機 関	旧	金融機関名		支店名		
			口座種別		口座番号		
			口座名義 (カナ)				
		新	金融機関名		支店名		
			口座種別		口座番号		
			口座名義 (カナ)				

(注) ※印の箇所は記入しないでください。

様式第5 (第6条関係)

※ 受付	年 月 日		※ 番号		
養 育 遣 児 変 更 届 年 月 日 岩倉市長 殿 氏 名 印 次のとおり、遣児に変更が生じましたので届け出ます。					
住 所					
氏 名			認定番号	岩遣第 号	
遣児人数	変更前	人		変更後	人
変 更 日	年 月 日				
新たに遣児となった者又は遣児でなくなった者					
氏 名	生 年 月 日		支給要件	受給者との続柄	在学学校名及び学年
	個 人 番 号				
遣児に変更が生じた理由					

(注) ※印の箇所は記入しないでください。

様式第6 (第7条関係)

第 年 月 日 号

遺児手当額改定通知書

様

岩倉市長

印

遺児人数の変動により、手当額を次のとおり改定します。

認 定 番 号					
改 定 前	対象遺児数	人	改 定 後	対象遺児数	人
	支給月額	円		支給月額	円
改 定 年 月		年 月			
改 定 理 由					

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7（第7条関係）

第 号 遺児手当額改定請求却下通知書			
受給資格者 氏 名		認定番号	
受給資格者 住 所			
却下理由			
年 月 日付けで遺児手当額の改定請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 年 月 日 岩倉市長 印 様			

様式第8（第8条関係）

※ 受付	年 月 日	※ 番号	
遺児手当受給資格喪失届 年 月 日 岩倉市長 殿 氏 名 印 次のとおり、受給資格を喪失しましたので届け出ます。			
認 定 番 号			
住 所			
氏 名			
資格喪失年月日	年 月 日		
資 格 喪 失 理 由			
所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった場合は以下に記入			
扶養義務者の氏名		扶養義務者の個人番号	

(注) ※印の箇所は記入しないでください。

様式第9（第9条関係）

第 号 年 月 日	
遺児手当受給資格喪失通知書 様 岩倉市長 印 次のとおり、遺児手当の受給資格を喪失しましたので次のとおり通知します。	
認 定 番 号	
資 格 喪 失 年 月 日	年 月 日
資 格 喪 失 の 理 由	

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10（第10条関係）

※ 受付	年 月 日		※ 番号		
受 給 者 死 亡 届 年 月 日 岩倉市長 殿 住 所 氏 名 印 次のとおり、受給者が死亡しましたので届け出ます。					
受 給 者	認 定 番 号	岩 遺 第 号			
	住 所				
	氏 名				
	死 亡 年 月 日	年 月 日			
手 当 受 領 代 理 者	住 所				
	氏 名				
	支 払 金 融 機 関	金融機関名		支店名	
		口座種別		口座番号	
		口座名義 (カナ)			
備 考					

(注) ※印の箇所は記入しないでください。

様式第11 (第11条関係)

※受付	年 月 日		※番号		
遺児手当所得状況届					
				年 月 日	
岩倉市長		殿		氏名 印	
年分の所得状況は、次のとおりです。					
受給者	住 所				
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日	
	電 話 番 号		認 定 番 号		
遺児の氏名 生年月日		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日		年 月 日	
年分所得		受給者	所得申告		扶養義務者
氏 名			有 ・ 無		
続 柄					
同 一 生 計 配 偶 者 及 び 扶 養 親 族 の 合 計 数 (うち老人扶養親族の数(受給者については、同 一 生 計 配 偶 者 (70歳以上の者に限る。) 及び老人扶養親族の合計数) <うち特定扶養親族等の数>)		合計数	人	合計数	人
		(老)	人	(老)	人
		<特扶>	人		
上記以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童		児童数	人		
所得額		円		円	
養育費	父又は母	養育費額	円		
		養育費額×8割	円		
	遺児	養育費額	円		
		養育費額×8割	円		
控除の種類		障 (人) ・ 特障 (人) ・ 寡 ・ 寡特 ・ みなし (寡 ・ 寡特) ・ 配特 ・ 医 ・ 社 ・ その他 ()		障 (人) ・ 特障 (人) ・ 寡 ・ 寡特 ・ みなし (寡 ・ 寡特) ・ 配特 ・ 医 ・ 社 ・ その他 ()	
控除額合計		円		円	
控除後の所得額		円		円	
所得制限限度額		円		円	

(注) ※印の箇所は記入しないでください。

同時提出	
☐	児童扶養手当
☐	愛知県遺児手当

様式第12（第12条関係）

第 年 月 日 号	
遺児手当認定取消通知書	
様	岩倉市長 印
次のとおり、遺児手当の認定を取り消しましたので通知します。	
認 定 番 号	
住 所	
氏 名	
認 定 取 消 年 月 日	年 月 日
認定取消の理由	

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。